

米・イスラエル政権による侵略行為とイランの立場

国連安保理は 3 月 11 日、湾岸諸国にたいするイランの攻撃を非難するバーレン提案の決議を賛成 13 で採択した（ロシアと中国は棄権）。これについてイランの国連代表は、安保理は本来の役割をはたしていいないと批判し、イランの立場を包括的にのべた。その骨子は

イランは被害者であり、国際法に基づく正当防衛を行う主権国家
米・イスラエルは侵略者であり、戦争犯罪の加害者として賠償・刑事責任を負う
周辺国は、米軍基地提供による「侵略行為への関与」を避けるべき責任を負う
安保理は政治的に歪められ、義務を果たしていない
国際社会 = 侵略停止と責任追及に動くべき

以下はイランのアミール・サイード・イラヴァニ大使兼国連常駐代表が 3 月 11 日に発表した声明の全文

慈悲深き、慈愛深き神の名において

まず初めに、私は、本日の安保理の決定に対し、深い遺憾の意を表明せざるを得ない。本日は、安保理にとっても、国際社会にとっても、深く遺憾な日である。本日の採択は、安保理の信頼性に対する重大な後退であり、その実績に消えない汚点を残すものである。

本日の措置は、特定の加盟国の政治的意図を追求するために、安保理の権限を露骨に悪用したものである。我が国に対するこの残忍な侵略戦争の責任を負う国家そのもの すなわち米国政権 が、理事会議長としてこの議場の反対側に座り、その地位を濫用しつつ、イラン国民に対するこの野蛮な戦争を終わらせるためのあらゆる努力を妨害し、理事会が憲章に基づく義務を果たすことを阻んでいる。

はっきり言わせていただきたい。この決議は、明白な侵略行為の主な被害者である我が国に対する明らかな不正である。それは現地の現実を歪曲し、現在の危機の根本原因を意図的に無視している。

イスラエル政権と米国によって強行された、この偏った政治的動機に基づく文書の真の目的は明らかである。すなわち、被害者と侵略者の役割を逆転させることである。これは、国連憲章に違反し、侵略行為を行った米国およびイスラエルの政権を報いるものである。そうすることで、不処罰を容認し、国際社会に誤ったメッセージを送ることになり、侵略者たちがさらなる犯罪を犯すことを助長することになる。

したがって、我々は本日の安保理の決定を承認しない。我々は、これを不公正かつ違法であり、国連憲章および国際法に反するものであり、侵略行為および平和の侵害の認定に関する確立された原則を完全に無視した措置であると見なす。

誤解のないように申し添えるが、今日はイランであり、明日は他のいかなる主権国家であってもおかしくない。

ロシアと中国による建設的な取り組みに感謝する。

本決議に賛成票を投じた理事国、とりわけフランス、英国、ギリシャ、デンマーク、ラトビアを含む欧州の理事国は、国連憲章と国際法の原則を擁護するという彼らの繰り返される主張が、単なる空虚な言葉と空疎なレトリックに過ぎないことを示した。これらの加盟国は、憲章や国際法の違反を懸念し、国際の平和と安全について語る一方で、侵略の加害者であるイスラエルと米国を名指しする最低限の勇気さえ欠いていた。

国連憲章の最も基本的な原則である「武力行使の禁止」に対する露骨な違反を意図的に無視することで、これらの加盟国は、彼らにとって憲章と国際法への尊重が選択的であり、政治的アジェンダに従属するものであることを改めて示した。

彼らの偽善的かつ無責任な行動は、国際法や国連憲章への公言されたコミットメントよりも、政治的配慮が優先されることを改めて示している。これらの国々

が、独自の判断や決定を行うのではなく、単にワシントンからの政治的指示を実行していることは明らかである。

遺憾なことに、一部の加盟国は、現場の現実と事実を歪曲し、現在の状況の根本原因を無視しつつ、米国とイスラエルの凶悪な犯罪や軍事侵略、とりわけミナブにおける 170 人の女子生徒の虐殺を美化して、イランを非難し、告発し、糾弾しようとする冷笑的で露骨な試みを行った。まるで、この戦争を始めたのがイランであるかのように。

我々は、一部のメンバーが我が国に対して行った、法的根拠を全く欠く、根拠のない政治的な動機に基づくあらゆる非難を、断固として強く拒否する。これらの非難の目的は明らかである。すなわち、現実を歪曲し、イスラエル政権と米国によってイラン国民に対して過去にも現在も行われている戦争犯罪および人道に対する罪から、国際社会の関心をそらすことにある。しかし、事実はその逆を証明しており、はっきりと雄弁に物語っている。

こうした背景を踏まえ、私はここで以下の点を強調したい。

第一に、現在の状況の根本的な原因は明白かつ単純である。2026 年 2 月 28 日、米国とイスラエル政権は、国連憲章第 2 条第 4 項および侵略を禁止する強行規範 (jus cogens) に著しく違反して、イラン・イスラム共和国に対する軍事攻撃を開始した。これは、国連の主権を有する加盟国の最高指導者であるイラン・イスラム共和国の最高指導者および数名の政府高官に対する卑劣なテロリストによる暗殺から始まり、数千人の民間人の死傷者を出した、違法かつ非合法で、挑発もされていない戦争である。

この侵略には、学校、病院、住宅、スポーツ施設、公共サービスセンター、救援施設など、全国各地の軍事施設および民間インフラに対する組織的な攻撃が伴った。これらの行為は、**国際法の重大な違反であり、国際人道法の深刻な侵害**である。米国大統領や犯罪者たるイスラエル首相を含む侵略国の高官らは、これらの攻撃を公に認め、正当化しており、それによってこの違法な侵略行為に対する責任を公然と認めている。

2026年2月28日以降、米国およびイスラエル政権による継続的な軍事攻撃により、女性や子供を含む1,348人以上の民間人が殉死し、17,000人以上の民間人が負傷し、19,734カ所の民間施設が破壊または損傷した。これには、住宅16,191戸、商業・サービス施設1,617カ所、医療・医薬品施設77カ所、学校・教育機関65カ所、赤新月社施設16カ所、および多数のエネルギーインフラ施設が含まれる。これらの攻撃の規模と組織的な性質は、明らかに戦争犯罪および人道に対する罪を構成している。

第二に、この意図的かつ不当な侵略に対し、イラン・イスラム共和国は、主権と領土保全を守るため、国連憲章第51条に基づき固有の自衛権を行使し続けており、また、国連安全保障理事会が国連憲章に基づく義務と責任を果たさなかったことを踏まえ、同地域における侵略者の基地および施設に対し、必要かつ比例的な防衛作戦を実施している。こうした行動は国際法上合法であり、様々なルートや異なるレベルを通じて、事前に明確かつ繰り返し警告されてきた。我々の対応は合法的かつ必要かつ比例的なものである。イランが標的とするのは、侵略者の軍事目標のみである。

第三に、米国およびイスラエル政権によるイラン・イスラム共和国へのこの侵略が始まって以来、侵略者らは、同地域の特定の第三国の領土や施設を利用して、違法な軍事攻撃を仕掛けてきた。

国際法の基本原則の下では、**国家は、他の国家に損害を与えるために、自国の領土が直接的または間接的に利用されることを、それを承知の上で許容することは禁じられている。**さらに、1974年12月14日の国連総会決議第3314号（XXIX）（第3条(f)）は、「自国が他国の利用に供した自国の領土を、その国が第三国に対する侵略行為を行うために使用することを許容する国家の行為」を、侵略行為として明確に分類し、認定している。

さらに、「侵略の禁止」の強行法規的性質から生じる国際法の原則として、国家は、自国の領土に駐留する外国軍隊が他国に対して侵略行為を行うことを防止するために必要なあらゆる措置を講じなければならず、また、そのような行為を助長または支援してはならない。これらの基本的義務に違反した場合、第三国に対する侵略行為を行うために自国の領土が利用された国家は、当該行為に起因

する直接的および間接的な損害の賠償責任を含む、国際法上の責任を負うことは明らかである。

同様に、いわゆる個別的または**集団的自衛権**を口実として、英国および当該地域外の特定の国々が講じたとされる措置は、いかなる法的根拠も欠いており、国際法上全く正当化できないものである。そのような行動自体が、**侵略行為を構成し得る**。さらに、これらの国々は、本来の侵略者、すなわち米国とイスラエル政権を特定することを意図的に避けており、事実上、被害者と侵略者の役割を逆転させようとしている。

第四に、侵略者、特に米国は、イランおよびその国民に対する継続的な侵害によって引き起こされた損害(被ったあらゆる損害を含む)について、完全な賠償を行う義務を負っている。さらに、民間人に対する意図的な攻撃の指示や民間施設への故意の攻撃を含む、国際人道法の重大な違反に関与した米国大統領およびその他の米国当局者・個人の刑事責任は、疑いの余地がない。

第五に、イラン・イスラム共和国は、相互尊重、善隣関係、および互いの主権と領土保全の尊重に基づき、ペルシャ湾地域の諸国との友好関係を維持することに引き続き尽力する。イランは、**同地域における米軍の基地や施設を標的とした防衛作戦が、決して地域諸国の主権や領土保全に対するものではない**ことを改めて強調する。イスラエル政権は米国を地域紛争に引きずり込むことに成功したが、イランと近隣諸国との関係は、長年にわたる歴史的、文化的、地理的な絆に根ざしている。現在の緊張が緩和されれば、イランと近隣諸国は必然的に、協力、相互尊重、そして良き隣人としての伝統的な関係に戻ることになるだろう。

イランは、国連の共同創設国であり責任ある加盟国として、一貫して義務を履行し、国際法およびホルムズ海峡における航行の自由を尊重してきた。イランが同海峡を封鎖したという主張は、単に事実無根である。一方、イランは、必要と認める限り、主権、領土保全、国家の利益および重大な利益を保護するという国際法上の権利を決して放棄することはない。

第六に、安全保障理事会は、地域および国際の平和と安全に対する脅威の真の原因に立ち向かい、イラン国民に対するこの血なまぐさい戦争を止めるために遅滞なく行動しなければならない。理事会は、侵略者である米国とイスラエルに対

し、民間人や民間インフラを含むイランに対するあらゆる軍事攻撃を直ちに停止するよう強制し、これらの重大な国際人道法違反および戦争犯罪について完全な責任追及を確実に行わなければならない。

ありがとうございました。

この声明に続き、イラヴァニ閣下は米国代表の発言に対し、反論の権利を行使した。イラヴァニ大使の反論の全文は以下の通りである：

手短に申し上げる。あなたが言及した国の多くは、私的に、この決議案に共同提案国として名を連ねざるを得なかったと伝えてきましたが、実際には、彼らはこれを承認するつもりはありません。私は、米国代表および一部の加盟国による我が国に対する根拠のない主張を退けます。私の発言でも述べた通り、これは米国とイスラエルの体制によって我が国に強要された、違法かつ非合法で侵略的な戦争です。

米国は国連憲章および国際法の基本原則に違反している。イランはこの戦争の被害者であり、侵略者ではない。侵略者は米国とイスラエルである。国際法の下、イランには自衛する固有の権利がある。イランの対応は正当かつ均衡を保ったものであり、完全に合法である。

安全保障理事会が国際の平和と安全を維持するという責任を果たせない限り、イランには、主権と領土保全、そして国益を守るために、固有の自衛権を行使し続けるほかない。

この地域の諸国は、イランを非難するのではなく、真の侵略者である米国とイスラエルに圧力をかけるべきである。

米国が民間インフラを標的にしていないという主張は、単に虚偽であり、根拠のないものである。

私の声明では、こうした米国の無差別攻撃によって被害を受けた民間人および民間施設に関する数値について言及した。米国はイスラエル政権と共謀し、わが国全土の民間人および民間インフラを意図的かつ無差別に標的としている。彼

らは国際法を全く尊重せず、こうした犯罪を犯すにあたり何の自制も示していない。

こうした凶悪な犯罪の顕著な一例が、ミナブでの女子生徒 170 名の殺害である。これは戦争犯罪に当たる。まさに本日、米国はイラン海軍が活動するすべての港湾施設を標的とする意向を表明した。この行動は明白な戦争犯罪である。